

I 一般会計および特別会計の状況

1 平成29年度決算の概要

一般会計決算の概要

○決算規模

平成29年度は、当初予算の規模は5,343億円であり、前年度に比べ103億円減少しましたが、国の経済対策に呼応した補正予算の編成に伴う事業や台風による被害への対応のための災害復旧事業に取り組んだことなどから、決算規模は、歳入・歳出ともに前年度並みとなり、5年連続で5,000億円台となりました。

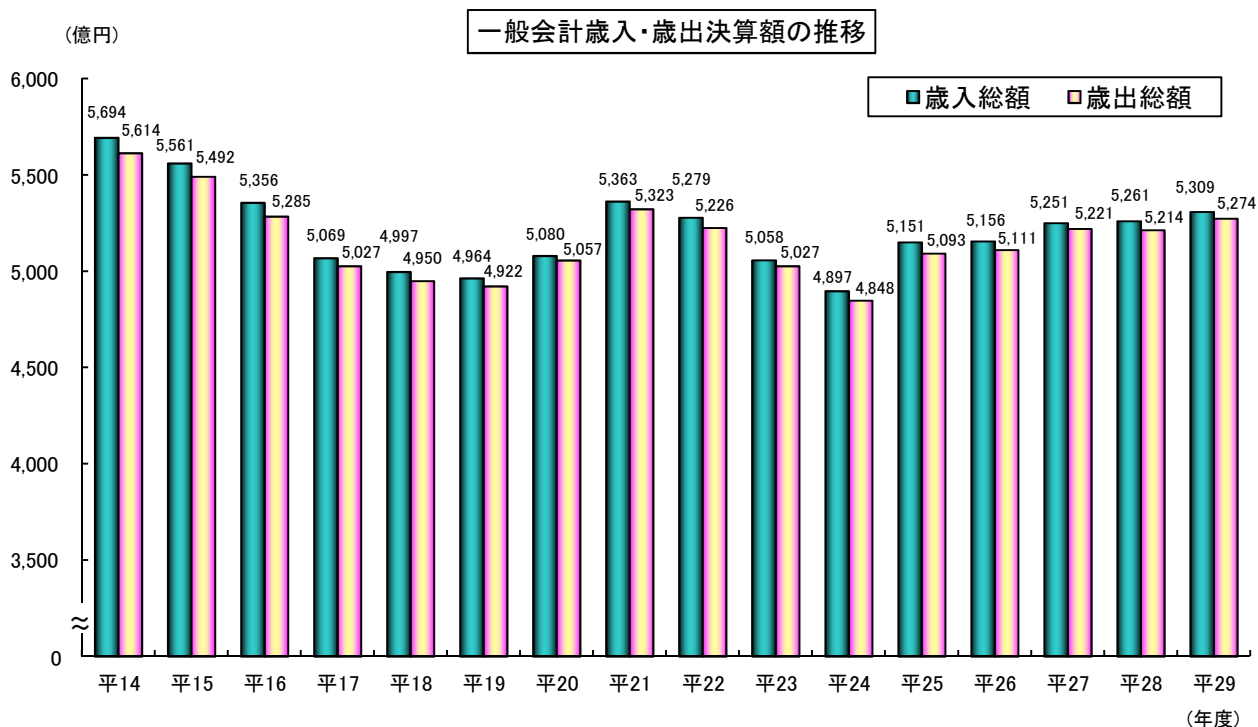
○歳入決算額

県税は、景気回復を背景に法人二税・地方消費税等が増収となったことなどから、総額で前年度に比べて増加しました。

また、繰入金は、財政調整基金および県債管理基金の取り崩しの減少などにより減少した一方で、県債は、退職手当債の発行などにより、地方譲与税は、地方法人特別譲与税の増加などにより、それぞれ増加したことなどから、歳入決算額は、前年度に比べ47億3,136万7千円増加し、5,308億5,980万2千円となりました。

○歳出決算額

「滋賀県行政経営方針」に基づき、財政健全化の取り組みを進める一方、国民健康保険財政安定化基金の積立金などの増加により健康医療福祉費、学習船「うみのこ」新船の建造費などの増加により教育費などが増加したことから、歳出決算額は、前年度に比べ60億2,601万2千円増加し、5,273億9,174万2千円となりました。



(1) 決算収支の状況

歳入決算額と歳出決算額の差引額である形式収支は、34億6,806万円ですが、このうち翌年度に繰越した事業に充てる財源（翌年度へ繰越すべき財源）を差し引いた実質収支額は、8億5,478万9千円のプラスとなっています。

また、前年度の実質収支額と比べると0.9%の減となり、平成29年度単年度の収支額は、811万8千円のマイナスとなっています。

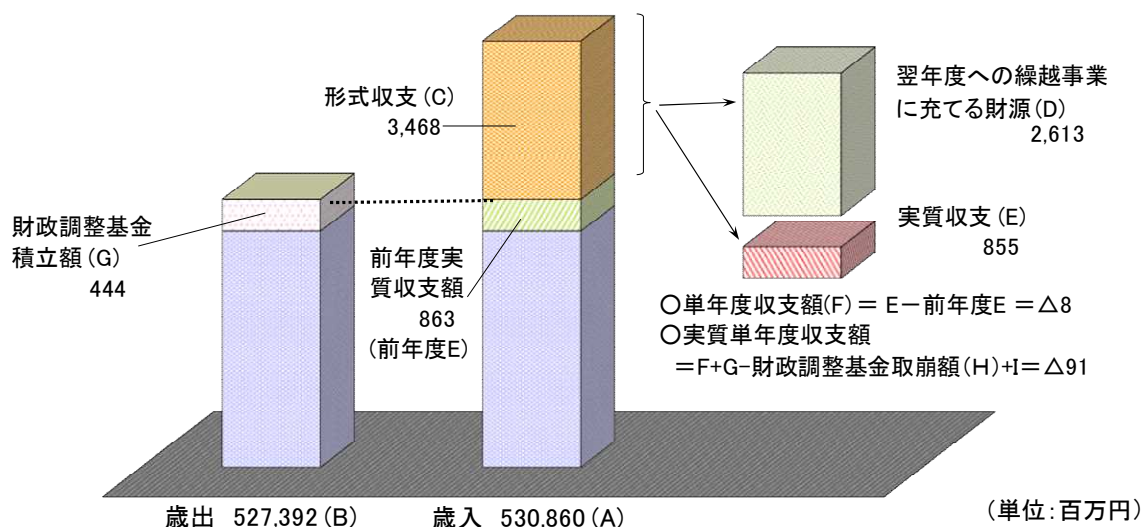
なお、財政調整基金の積立額および取崩額、地方債の繰上償還額を反映させた実質単年度収支額では、9,149万1千円のマイナスとなっています。

●平成29年度一般会計決算

(単位：千円・%)

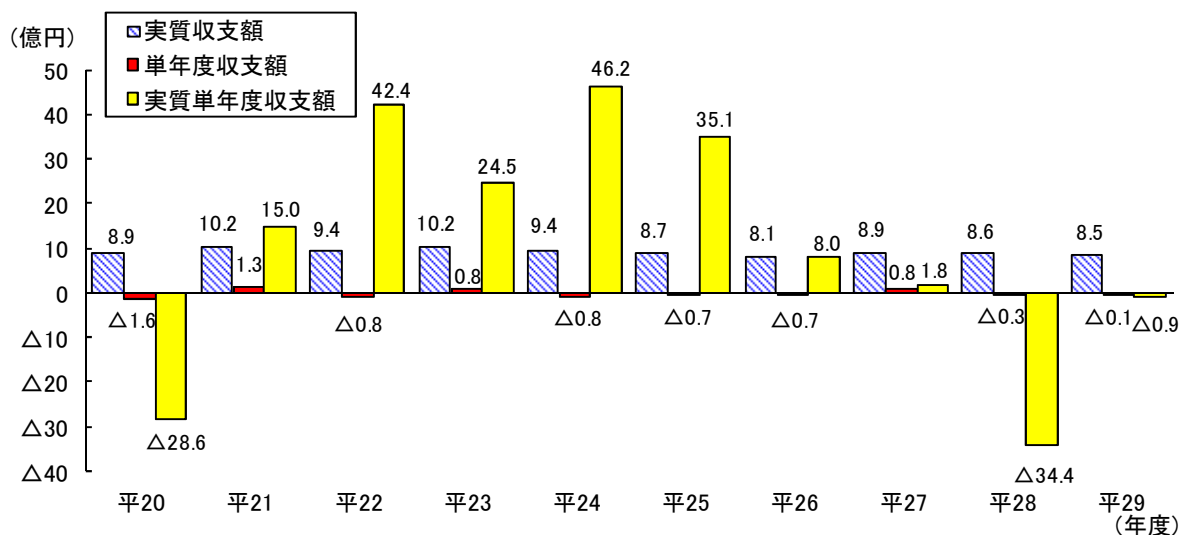
区 分	平成29年度		平成28年度	
	決算額	対前年度比率	決算額	対前年度比率
歳入総額 A	530,859,802	100.9	526,128,435	100.2
歳出総額 B	527,391,742	101.2	521,365,730	99.9
歳入歳出差引額 (A-B) C	3,468,060	72.8	4,762,705	159.3
翌年度へ繰越すべき財源 D	2,613,271	67.0	3,899,798	185.9
(内訳) 繰越明許費	2,613,271	67.0	3,899,798	185.9
事故繰越	—	—	—	—
支払繰延	—	—	—	—
実質収支額 (C-D) E	854,789	99.1	862,907	96.8
単年度収支額 (E-前年度のE) F	△ 8,118		△ 28,430	
財政調整基金積立額 G	444,340	95.3	466,256	105.8
財政調整基金取崩額 H	527,713	13.6	3,882,067	1,132.7
地方債繰上償還額 I	—	—	—	—
実質単年度収支額 (F+G-H+I)	△ 91,491		△ 3,444,241	

【平成29年度収支の状況】



収支状況の推移を見ると、これまで「財政構造改革プログラム」等に基づき、歳出の削減に取り組んできたことに加え、財源不足に対し、県債の発行や基金の取り崩しで対応してきたことから、実質収支額はプラスを確保できています。一方、平成29年度は、財政調整基金の取り崩しを行ったことなどから、2年連続で実質単年度収支額がマイナスとなりました。

実質収支額、単年度収支額および実質単年度収支額の推移

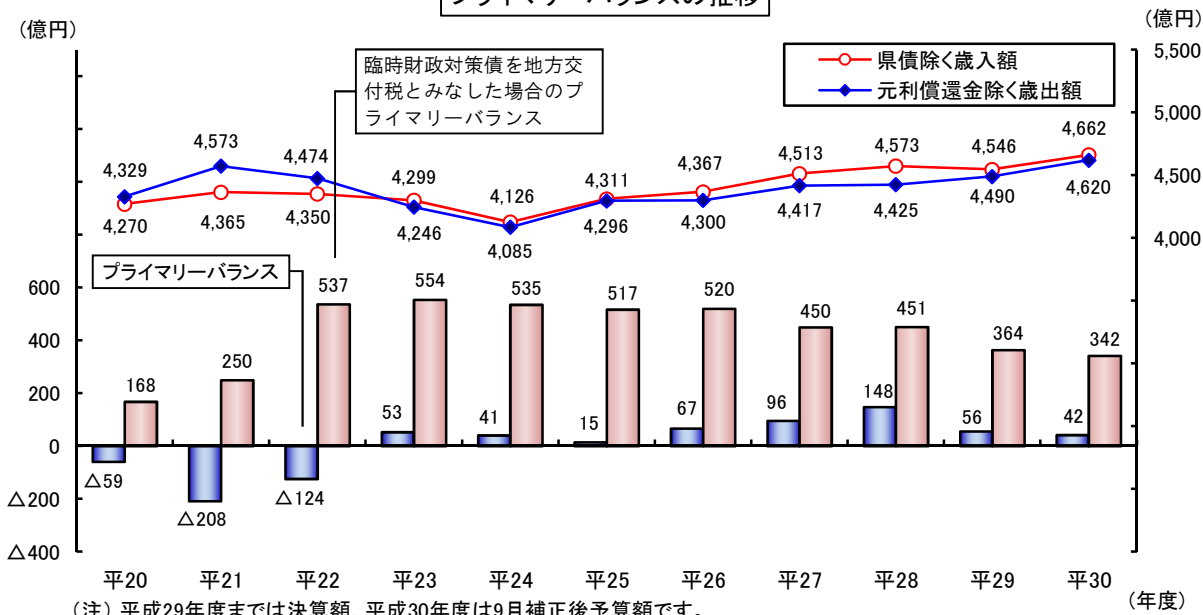


プライマリーバランス*は、平成20年度以降、経済情勢の悪化による県税収入の減少を県債の発行で対応したことや地方交付税の振替措置として国に代わって県が借り入れている臨時財政対策債の増加などにより、マイナスに転じましたが、平成23年度に臨時財政対策債の発行が減少したことによりプラスに転じた後、プラスで推移し、平成29年度も引き続きプラスを維持しました。

なお、プライマリーバランスがプラスであれば、県債の元利償還金を除くすべての歳出が、県債以外の歳入で賄えていることとなり、逆にマイナスになると、現在の県民が県税などによって負担する以上に行政サービスを受けていることになり、将来世代に負担を先送りしている状態と言えます。

*プライマリーバランス：県債を除いた歳入決算額と県債に係る元利償還金を除いた歳出決算額の差

プライマリーバランスの推移



(注) 平成29年度までは決算額、平成30年度は9月補正後予算額です。

(2) 歳入決算額

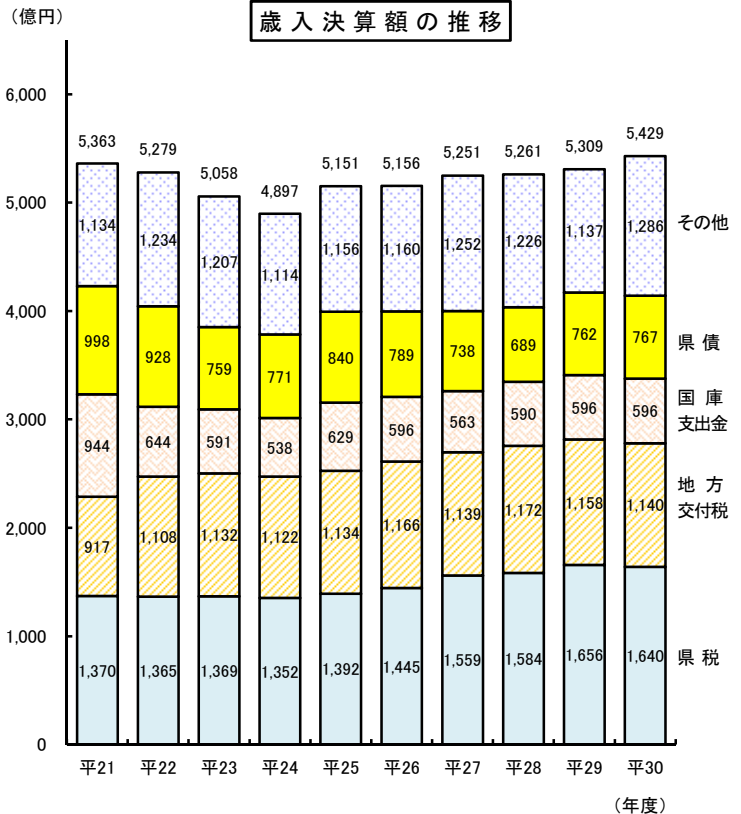
○県税

平成29年度の我が国の経済は、海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあります。また、アベノミクスの推進により、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続き、実質GDP成長率はプラスとなりました。

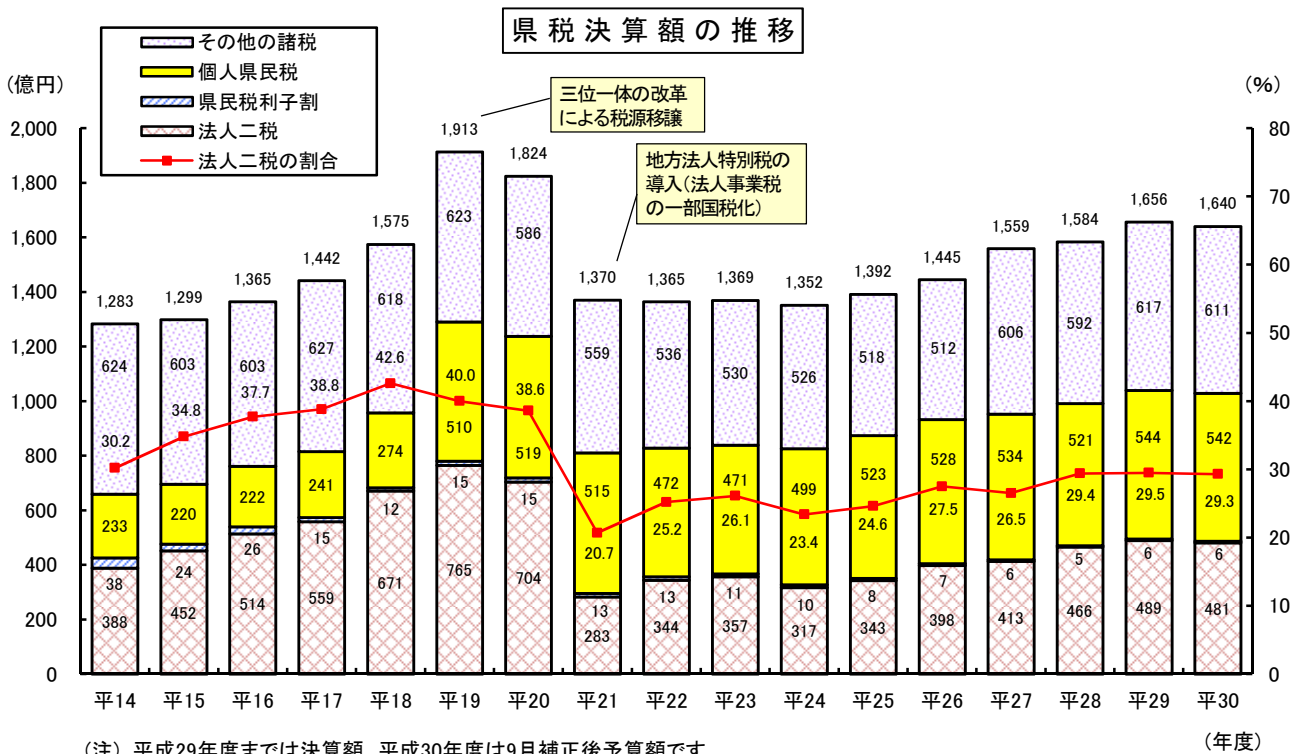
本県では、材料価格の下落や外需が好調であったことから、企業の業績好調により法人二税が488億8,793万9千円と前年度に比べ23億385万8千円、4.9%の増となりました。

この他には、個人県民税が543億6,027万円と前年度に比べ22億1,551万3千円、4.2%の増となるとともに、地方消費税が14億7,142万円、7.4%の増となりました。

こうしたことから、県税全体では、前年度決算額に比べて、72億3,555万3千円、4.6%増の1,656億4,706万4千円となりました。



(注)平成29年度までは決算額、平成30年度は9月補正後予算額です。



(注)平成29年度までは決算額、平成30年度は9月補正後予算額です。

○地方譲与税

地方法人特別譲与税が増加したことなどから、前年度に比べ7億4,229万7千円、3.5%増の221億969万7千円となりました。

○地方交付税

普通交付税において、基準財政収入額の増に伴い財源不足が減少したことなどから、地方交付税額は、前年度に比べ14億5,281万2千円、1.2%減の1,157億5,247万3千円となりました。

○国庫支出金

国民健康保険財政安定化基金国庫負担金や衆議院議員総選挙費委託金などの増加により、前年度に比べ5億9,479万円、1.0%増の595億6,235万3千円となりました。

○県債

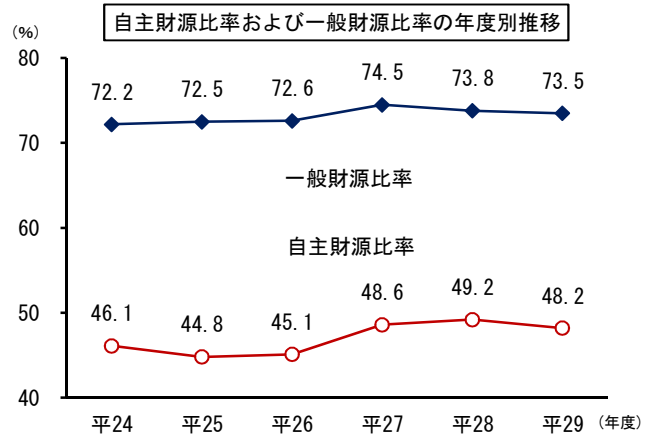
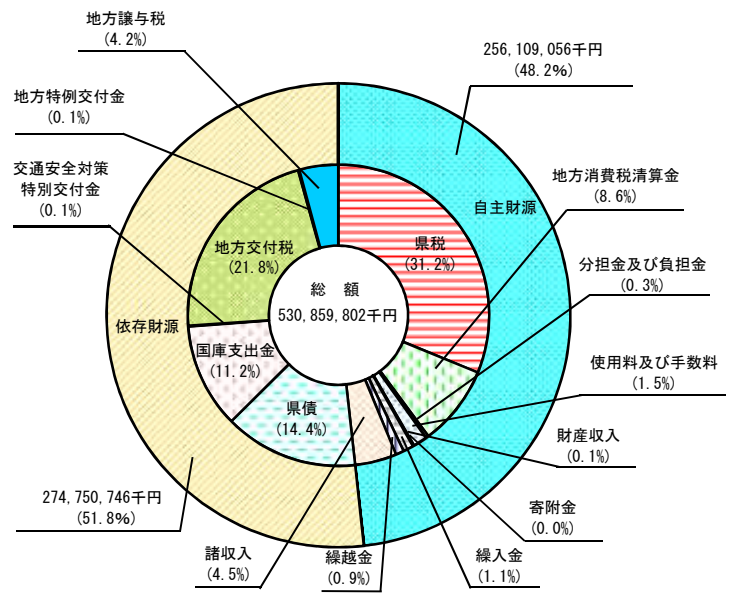
地方交付税の一部を振り替えて発行している臨時財政対策債が、前年度に比べ4億6,380万円、1.5%増加したことに加え、臨時財政対策債以外の県債も、退職手当債の発行などにより68億6,940万円、17.8%増加したことから、全体では73億3,320万円、10.6%増の761億9,550万円となりました。

○一般財源比率と自主財源比率

県税および地方譲与税等が前年度に比べ増加したものの、地方交付税等が減少したことにより、歳入に占める一般財源の割合（一般財源比率）は、前年度から0.3ポイント低下し、73.5%となりました。

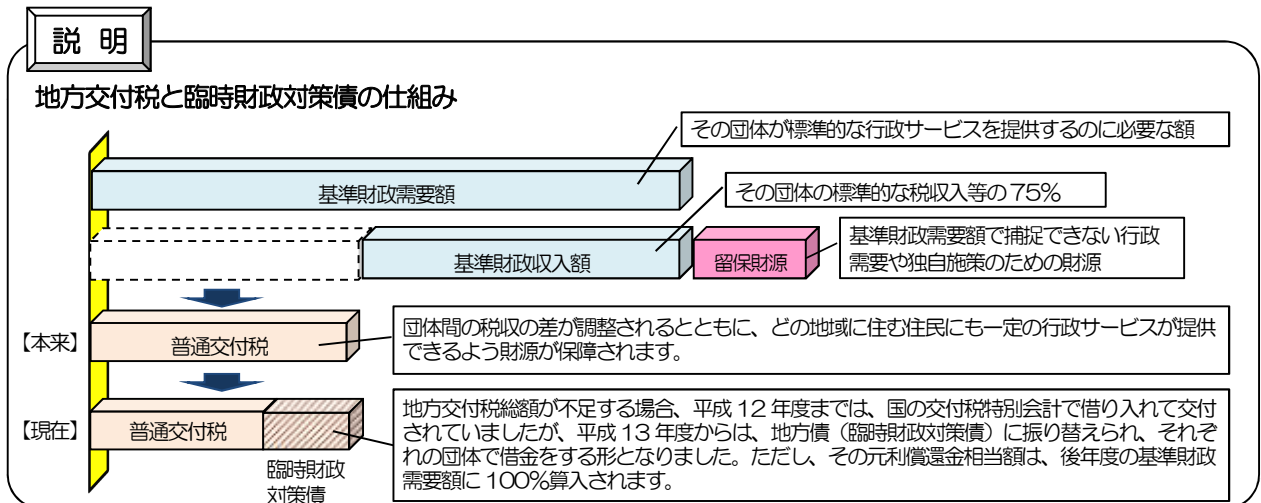
また、地方譲与税や県債等の依存財源が増加したことから、歳入に占める自主財源の割合（自主財源比率）は、1.0ポイント低下し、48.2%となりました。

歳入決算額の構成図



付表 第1表 平成29年度一般会計歳入決算状況 → 57ページ

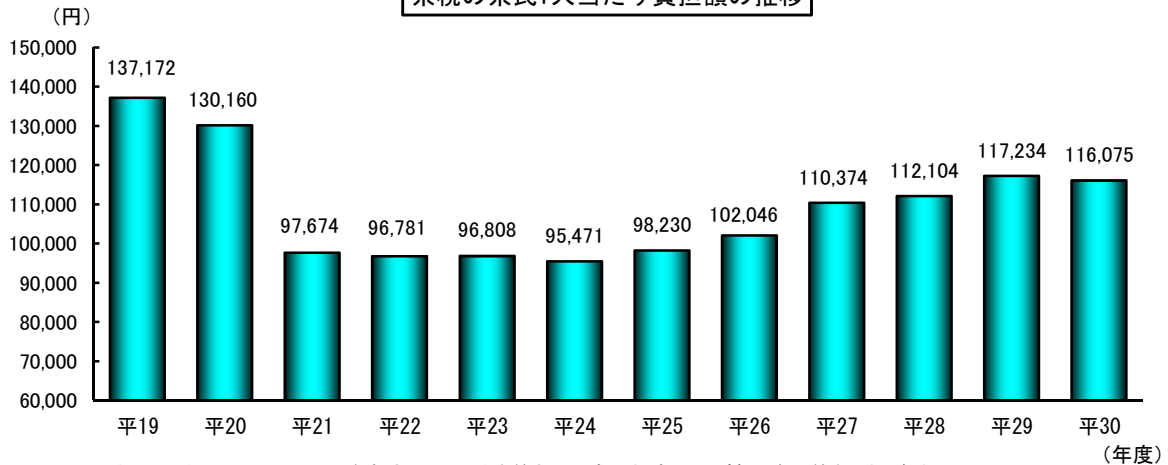
第2表 自主財源と依存財源の構成状況（一般会計） → 57ページ



県民負担の状況

県の歳入で大きな割合を占める県税を県民1人あたりに換算すると、平成29年度決算額で117,234円となります。個人県民税や地方消費税が増収となったほか、企業の業績が好調であったことにより法人二税が増収となったことなどから、前年度を上回る水準となっています。

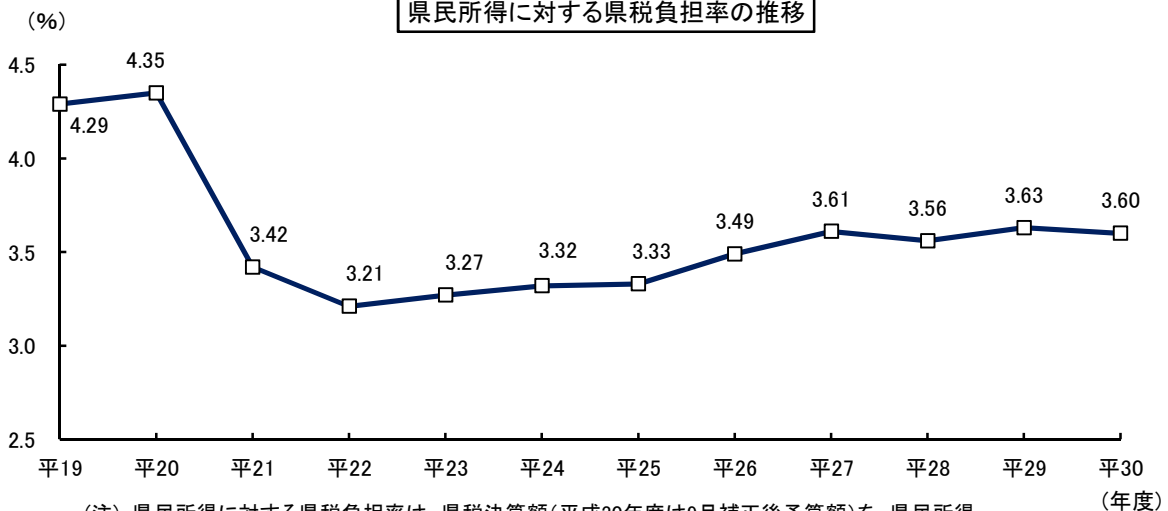
県税の県民1人当たり負担額の推移



(注) 県税の県民1人当たり負担額は、県税決算額(平成30年度は9月補正後予算額)を、各年10月1日現在の推計人口(平成22年度および平成27年度は国勢調査人口)で除したものです。

また、県民所得に対する県税負担率は、平成19年度および平成20年度は県税決算額が大きかったため4%台となっていました。経済情勢の悪化等に伴う県税収入の減により、平成21年度に大きく低下しました。それ以降概ね3%程度の水準で推移していましたが、平成25年度以降は県税決算額の増加に伴い上昇傾向にあります。

県民所得に対する県税負担率の推移



(注) 県民所得に対する県税負担率は、県税決算額(平成30年度は9月補正後予算額)を、県民所得(平成27年度までは平成27年度滋賀県民経済計算によるもので、平成28年度および平成29年度は回帰分析による見込値、平成30年度は平成29年度と同額)で除したものです。

付表 第3表 平成28年度～平成30年度県税収入状況 → 58ページ

第4表 県民負担と県財政規模および県民所得 → 59ページ

(3) 歳出決算額

平成 29 年度は、「滋賀県基本構想」および「滋賀県行政経営方針」の3年目を迎え、具体的な成果が求められる重要な年度となりました。そのため、基本構想の基本理念に掲げる「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の実現に向け、「新しい豊かさ」を具現化すべく、また同時に、施策を持続的に展開していくために、安定的で持続可能な財政基盤の確立が不可欠であり、「今」だけでなく、将来を見据えて財政健全化の推進を図れるよう、施策に取り組みました。歳出規模としては、国民健康保険財政安定化基金の積立金および学習船「うみのこ」新船の建造費の増などにより、2年ぶりに前年度を上回りました。

目的別決算額

- 目的別に見ると、前年度に比べ災害による被害が大きかったことなどにより、災害復旧費で 44.8%増加しています。一方、商工観光労働費で 14.9%、琵琶湖環境費で 3.9%それぞれ減少しています。
- 決算額の構成比は、教育費が全体の 25.6%（前年度 25.7%）を占め、以下、健康医療福祉費 17.5%（同 17.5%）、公債費 14.9%（同 15.1%）、土木交通費 10.0%（同 9.9%）と続いています。

○琵琶湖環境費

琵琶湖博物館第一期リニューアルに伴う展示事業費や補助治山事業費の減少などにより、7億 753 万 4 千円、3.9%の減となりました。

○健康医療福祉費

社会保障関係費、国民健康保険財政安定化基金の積立金の増加などにより、15億 998 万 1 千円、1.7%の増となりました。

○商工観光労働費

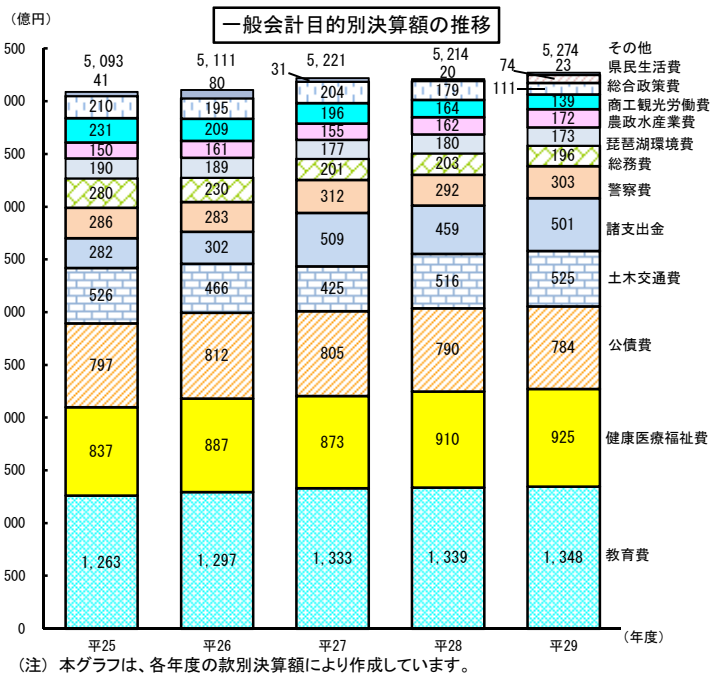
中小企業振興資金貸付金の減少などにより、24億 4,859 万 6 千円、14.9%の減となりました。

○警察費

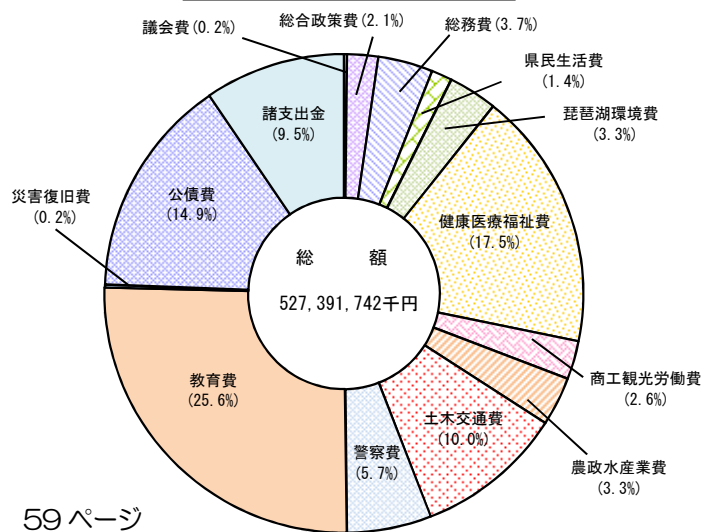
甲賀警察署の移転新築に伴う経費および警察施設の長寿命化対策経費の増加などにより、11億 3,407 万 9 千円、3.9%の増となりました。

○災害復旧費

平成 29 年の台風 21 号による被害への対応のための災害復旧事業の増加などにより、3億 6,723 万 4 千円、44.8%の増となりました。



歳出決算額の目的別(款別)構成図



性質別決算額

- 義務的経費については、平成29年度の人事委員会勧告の実施に伴う期末勤勉手当の増加などにより、前年度に比べ0.1%の増となりました。
- 投資的経費については、国の経済対策への対応として、インフラ整備や防災対策を重点的に実施したことなどにより、前年度に比べ4.2%の増となりました。
- その他の経費については、貸付金や積立金などが減少したものの、地方消費税市町交付金の増などにより補助費等が増加したことなどから、前年度に比べ1.4%の増となりました。

○普通建設事業費

国の経済対策への対応として、インフラ整備や防災対策を重点的に実施したことなどにより、前年度に比べ26億8,761万3千円、3.7%の増となりました。

- ① 補助事業費： 国の経済対策に伴う道路事業費の増加などにより、前年度に比べ1億5,884万6千円、0.4%の増となりました。
- ② 単独事業費： 学習船「うみのこ」新船建造や甲賀警察署の移転新築工事に伴う経費の増加などにより、前年度に比べ21億3,376万2千円、7.4%の増となりました。
- ③ 国直轄事業負担金： 国直轄道路事業費負担金の増加などにより、前年度に比べ1億4,505万8千円、3.9%の増となりました。

○災害復旧事業費

平成29年の台風21号による被害への対応のための経費が増加したことなどにより、4億1,823万4千円、55.7%の増となりました。

○人件費

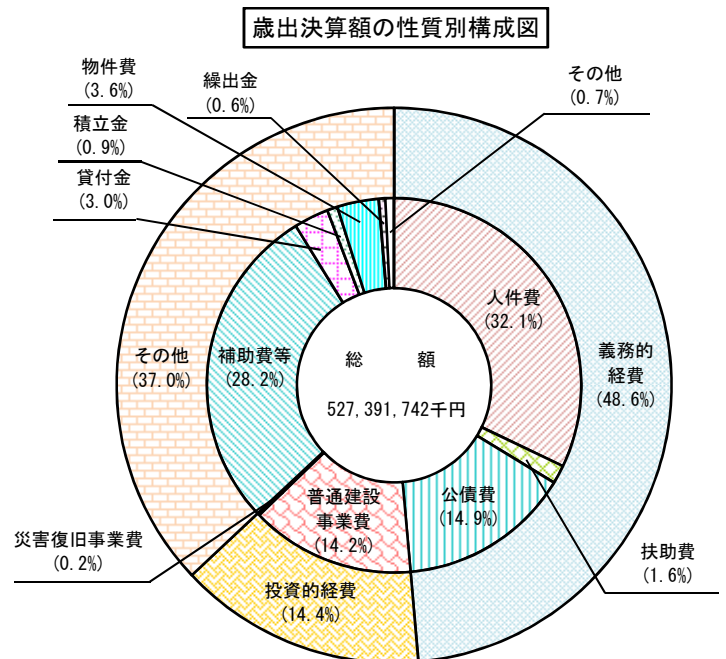
平成29年度の人事委員会勧告の実施に伴う期末勤勉手当の増加などにより、4億2,317万3千円、0.3%の増となりました。

○補助費等

地方消費税市町交付金や社会保障関係の負担金の増加などにより、56億4,554万5千円、3.9%の増となりました。

○貸付金

中小企業振興資金貸付金の減少などにより、25億1,071万4千円、13.7%の減となりました。



付表 第6表 平成29年度一般会計性質別歳出決算状況 → 60ページ

消費税および地方消費税の税率引上げによる増収分の活用状況

社会保障と税の一体改革により、消費税および地方消費税の税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に活用することとしています。
平成29年度決算における状況は次のとおりです。

引上げ分の地方消費税収が充当される社会保障関係施策に要する経費

歳入	引上げ分の地方消費税収	9,381 百万円
-----------	--------------------	------------------

※社会保障財源化分の市町への交付金を除いています。

歳出	社会保障施策に要する経費	66,169 百万円
-----------	---------------------	-------------------

(内訳)

(単位：千円)

分野	事業区分	経費	財源内訳		
			特定財源 (国庫補助金等)	一般財源	
				引上げ分の 地方消費税①	その他
社会 福祉	児童福祉事業	11,315,440	1,015,207	3,112,329	7,187,904
	障害者福祉事業	9,469,198	1,072,421	666,095	7,730,682
	高齢者福祉事業	1,328,574	394,931	335,913	597,730
	生活保護事業	1,032,900	659,703	32,806	340,391
	母子福祉事業	344,822	112,939	17,864	214,019
	低所得者支援事業	706	529	14	163
	その他	434	0	33	401
	小計	23,492,074	3,255,730	4,165,054	16,071,290
社会 保険	後期高齢者医療事業	14,559,384	219,903	1,424,064	12,915,417
	介護保険事業	14,056,199	0	1,479,464	12,576,735
	国民健康保険事業	11,035,799	8,193	1,820,765	9,206,841
	小計	39,651,382	228,096	4,724,293	34,698,993
保健 衛生	感染症その他の疾病予防対策	1,954,071	981,023	248,793	724,255
	医療に係る施策事業	930,179	580,782	242,106	107,291
	その他	141,360	137,231	318	3,811
	小計	3,025,610	1,699,036	491,217	835,357
合計	66,169,066	5,182,862	9,380,564	51,605,640	

○上記①のうち、社会保障施策の充実に充当した地方消費税額（引上げ分）

4,707,836 千円

<主な施策の内容>

・子ども・子育て支援新制度への移行に伴う経費	2,295,458 千円
・地域医療介護総合確保事業に要する経費	428,852 千円
・国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充に要する経費	718,646 千円
・国民健康保険への財政支援の拡充に要する経費	362,148 千円
・難病・小児慢性特定疾患にかかる助成制度に要する経費	173,806 千円
・介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化に要する経費	37,767 千円

○上記①のうち、社会保障施策の充実以外の用途に充当した地方消費税額（引上げ分）

4,672,728 千円

・社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費 (介護保険給付費負担金、障害者自立支援給付費等負担金など)	4,307,489 千円
・消費税および地方消費税の税率引上げに伴う社会保障経費の増（公経済負担分）	365,239 千円

特別会計決算の概要

特別会計全体の歳入決算額は1,638億7,168万円、歳出決算額は1,610億6,745万円で、歳入歳出差引額は28億423万円となりました。

なお、主な会計別の決算の概要は、次のとおりです。

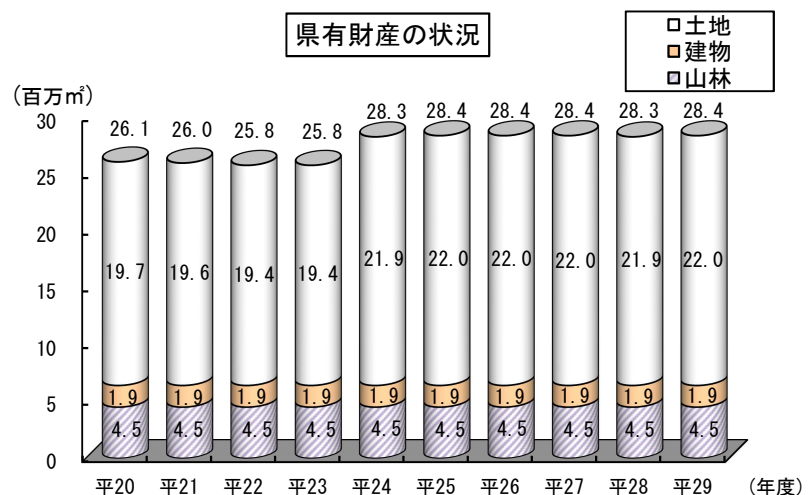
会 計	決 算 概 要
市町振興資金貸付事業	市町の振興を図るため、市町が行う公共施設等の整備事業に対して3,340万円を貸し付け、6億2,050万9千円の償還を受けました。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の父母および寡婦等の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図るとともに、その扶養している子の福祉を増進するための資金として、248件、1億2,143万5千円を貸し付けました。
中小企業支援資金貸付事業	中小企業者の育成強化や経営基盤強化を図るための高度化資金貸付金等について、1億5,749万2千円の償還を受けました。
就農支援資金貸付事業等	新規就農者の育成を図るための就農支援資金貸付金等について、2,407万円の償還を受けました。
林業・木材産業改善資金貸付事業	木材産業の振興を図るための木材産業等高度化推進資金貸付金の原資として1億1,000万円を貸し付けました。
琵琶湖総合開発資金管理事業	琵琶湖総合開発事業の円滑な推進を図るため下流府県から借り入れた下流融資金について、元利金3億337万円を償還しました。
公債管理	県債発行額および公債費の実質償還額の明確化を図り、公債費を一元管理するための特別会計として、1,364億4,450万6千円の元利償還等を行いました。
流域下水道事業	琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全と快適な居住環境を整備するため進めている琵琶湖流域下水道の建設事業費として65億8,007万5千円を支出するとともに、汚水を処理している各処理区において、高度処理を実施するなど維持管理を行いました。

付表 第7表 平成29年度特別会計歳入歳出決算状況 → 61 ページ

県有財産の状況

県は、県民のみなさんに利用していただくための文化施設や社会福祉施設、学校、公園などの土地や建物のほか、山林、有価証券などの財産を所有しています。

平成30年3月31日現在の県有財産は、土地2,196万9千㎡、建物189万6千㎡、基金714億334万3千円などとなっています。



付表 第16表 県有財産現在高状況 (平成30年3月31日現在) → 68 ページ

普通会計決算の概要

○決算収支の状況

平成 29 年度の普通会計決算額は、歳入が前年度に比べて 28 億 1,030 万 8 千円増の 5,123 億 576 万 8 千円、歳出が 43 億 3,027 万円増の 5,082 億 3,807 万 7 千円となりました。

実質収支は、前年度に比べて 3,167 万 2 千円増の 10 億 3,079 万円のプラスとなり、実質単年度収支は、5,170 万 1 千円のマイナスとなりました。

●平成 29 年度普通会計決算

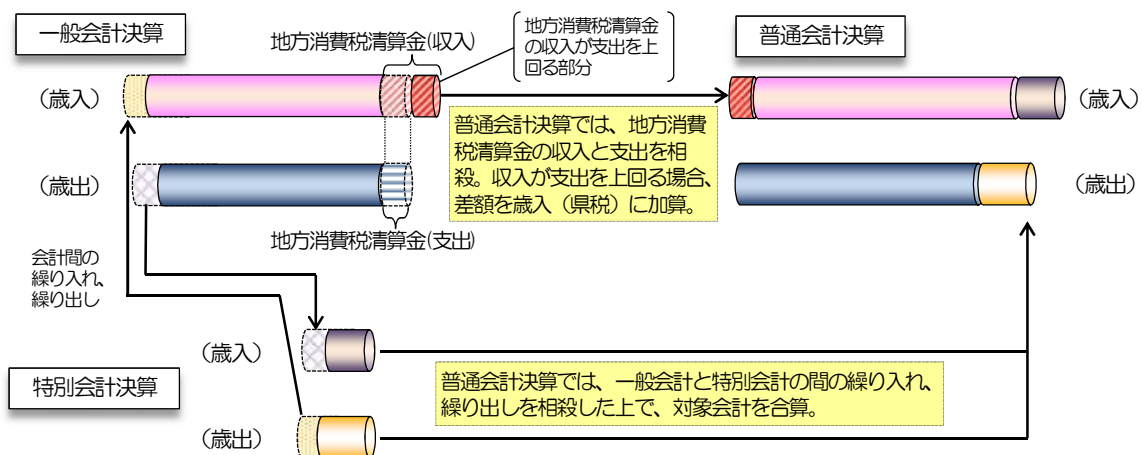
(単位：千円・%)

区 分	平成 29 年度		平成 28 年度	
	決 算 額	対前年度比率	決 算 額	対前年度比率
歳 入 総 額 A	512,305,768	100.6	509,495,460	100.5
歳 出 総 額 B	508,238,077	100.9	503,907,807	100.3
歳入歳出差引額 (A-B) C	4,067,691	72.8	5,587,653	121.5
翌年度へ繰越すべき財源 D	3,036,901	66.2	4,588,535	131.5
実 質 収 支 額 (C-D) E	1,030,790	103.2	999,118	90.0
単年度収支額(E-前年度のE) F	31,672		△ 111,174	
財政調整基金積立額 G	444,340	95.3	466,256	105.8
財政調整基金取崩額 H	527,713	13.6	3,882,067	1,132.7
地方債繰上償還額 I	-	-	-	-
実質単年度収支額(F+G-H+I)	△ 51,701		△ 3,526,985	

説明

普通会計は、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合わせたもので、その決算額は、各会計間における繰り出しや繰り入れなどの重複額を調整した純計額で示しています。これは、地方公共団体ごとに設置している会計の種類やその範囲などが異なっていることから、財政比較や統一的な把握を目的として、統計上設けられた会計区分です。

本県の普通会計は、一般会計と 12 の特別会計のうち公営企業会計として整理する流域下水道事業を除く会計を合わせて、重複の調整を行い、純計額で表したものとなります。なお、普通会計決算額が一般会計決算額（2 ページ参照）より小さくなっていますが、これは一般会計の歳入および歳出にそれぞれ計上されている「地方消費税清算金」の重複を調整していることによるものです。



付表 第 8 表 平成 29 年度普通会計歳入決算状況 → 61 ページ

第 9 表 平成 29 年度普通会計目的別歳出決算状況 → 62 ページ

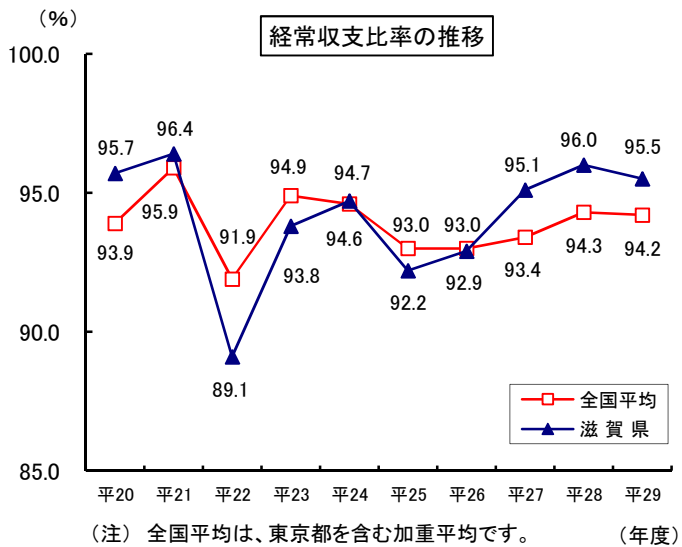
第 10 表 平成 29 年度普通会計性質別歳出決算状況 → 62 ページ

財政指標から見た滋賀県財政

《平成 29 年度普通会計決算による財政指標》		
	滋賀県	全国平均
経常収支比率	95.5%	94.2%
実質公債費比率	12.3%	11.4%
将来負担比率	200.2%	173.1%
財政力指数	0.564	0.516

○経常収支比率

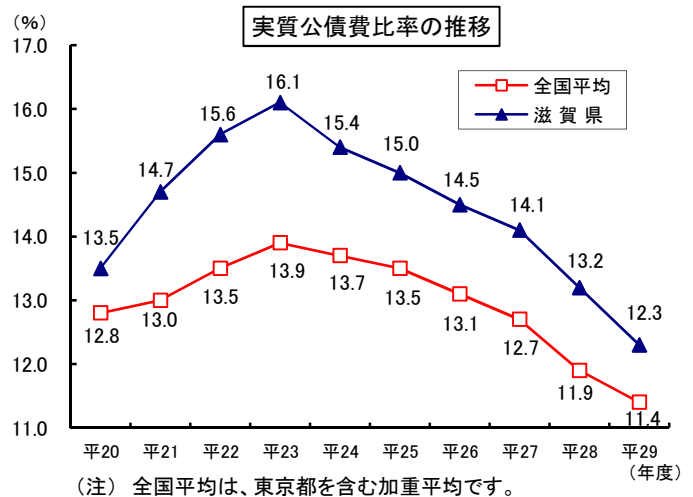
人件費や公債費、扶助費などの毎年度経常的に支出される経費に、県税や普通交付税など毎年度経常的に収入される使途の特定されない一般財源がどれだけ使われているかを示す指標で、社会や経済の変動などに伴う臨時的な行政需要にどれだけ柔軟に対応できるかを見ることができ、比率が低いほど財政構造の弾力性が高いことを示しています。



○実質公債費比率

県税や普通交付税など使途が特定されていない財源のうち、公営企業会計における借入金の返済に対する繰出金など公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合を示すもので、過去3カ年の平均値で表します。この比率が18%未満の団体は、民間資金等を活用した地方債について国への届出による発行が可能となり、18%以上の団体は、地方債の発行に際しては国の許可が必要となり、25%以上の団体は地方債の発行が制限されます。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成 20 年度決算からは、25%以上の団体は「財政健全化計画」を、35%以上の団体は「財政再生計画」を作成し、財政の健全化を図ることとなりました。



説明

一般財源とは

県税や地方交付税のように、使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。一方、国庫支出金のように、使途が決まっている財源を「特定財源」といいます。

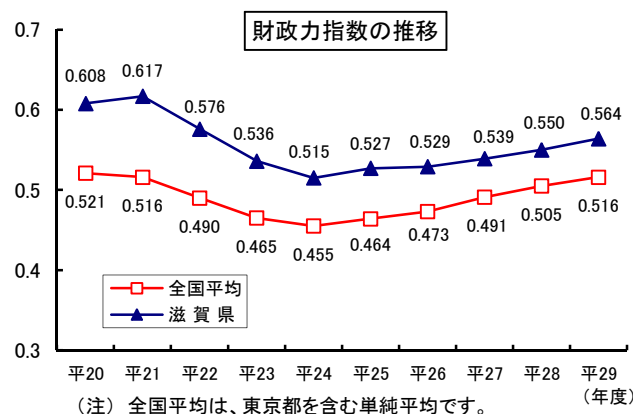
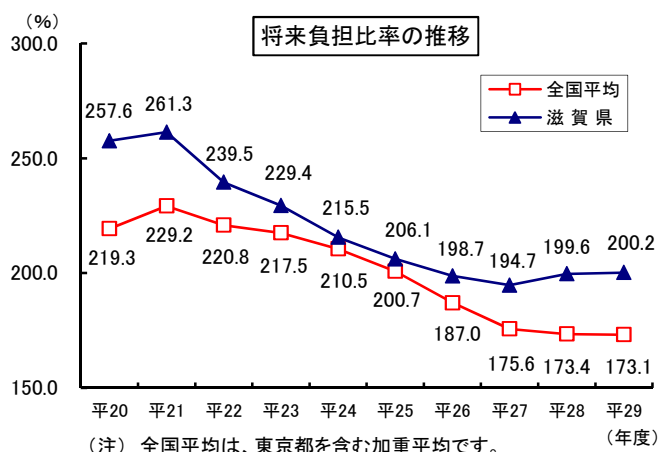
○将来負担比率

地方債の償還金や職員の退職手当、損失補償等を行っている出資法人等に係る負担見込額など、将来の負担として見込まれる実質的な負債の残高を指標化し、県税や普通交付税など用途が特定されていない財源に対する比率として表したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成20年度決算からは、この比率が400%以上の団体は「財政健全化計画」を作成し、財政の健全化を図ることとなりました。

○財政力指数

平均的な水準で行政を行う場合に必要と考えられる経費に対して、その団体が標準的に収入できると考えられる税収等がどれだけあるかを示した指標で、過去3カ年の平均値で表します。



(参考)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源} + \text{臨時財政対策債} + \text{減収補填債特例分}} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質公債費比率} = \left(\frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \text{ の3カ年分合計} \right) \times 1/3 \times 100 (\%)$$

- A = 元利償還金 (次の①～⑤を除く。①公営企業債の元利償還金、②繰上償還を行ったもの、③借換債を財源として償還を行ったもの、④満期一括償還方式の場合の元金償還金、⑤利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの。)
- B = 元利償還金に準ずるもの (準元利償還金)
※ 「準元利償還金」とは、①満期一括償還方式の場合の1年当たりの元金償還金相当額、②公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの繰出金、③一部事務組合等が抱こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金、④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、⑤一時借入金の利子をいう。
- C = AまたはBに充てられた特定財源
- D = 元利償還金および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
- E = 標準財政規模

$$\text{将来負担比率} = \left(\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \right) \times 100 (\%)$$

- ・将来負担額：aからjまでの合計額
 - a = 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - b = 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - c = 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - d = 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - e = 退職手当支給予定額 (全職員に対する期末要支給額) のうち、一般会計等の負担見込額
 - f = 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - g = 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - h = 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - i = 連結実質赤字額
 - j = 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額：aからjまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{ の過去3カ年の平均値}$$